

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

(1) 業務内容

認知症対応型共同生活介護とは、要介護者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

(法第8条第20項)

(2) 認知症対応型共同生活介護の指定

ア 認知症対応型共同生活介護

	事業者の代表者 (法人の代表者)	<ul style="list-style-type: none">・特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携った経験を有する者であること。・別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者であること。 (認知症対応型サービス事業開設者研修)・法人の規模によっては、地域密着型サービスの事業部門の責任者を代表者とすることが可能
人員基準	管理者	<ul style="list-style-type: none">・適切な認知症対応型共同生活介護を行うために必要な知識及び経験を有する者であること。<ul style="list-style-type: none">・特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人保健施設、認知症対応型共同生活介護等の従業者又は訪問介護員として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験がある者をもって充てること。・別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者であること。 (認知症対応型サービス事業管理者研修)・共同生活住居（以下、「ユニット」とする。）ごとに配置すること。・常勤であり専ら当該事業所の管理業務に従事する者であること。 <p>ただし次の場合は、事業所の管理に支障がない範囲で兼務が可能とする。</p> <p>①当該ユニットの他の職務に従事する場合</p> <p>なお、一の事業所に複数のユニットを設ける場合、それぞれのユニットの管理上支障がない場合は、同一事業所の他のユニットとの兼務もできる。</p> <p>②同一敷地内の他の事業所、施設の職務に従事する場合</p> <ul style="list-style-type: none">・同一敷地内とは、道路を挟んで隣接するなど、管理者の業務上支障がない範囲とする。・勤務時間が極めて限られている場合を除いて、訪問系サービス事業所のサービス提供従業者等との兼務はできない。・管理上支障がない場合は、同一事業所内の他のユニットの管理者を兼務することができる。

<p style="text-align: center;">人員基準</p>	<p style="text-align: center;">計画作成担当者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であること。 ・介護支援専門員である者及び介護支援専門員でない者のいずれについても、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者であること。 (実践者研修または基礎課程) ・ユニットごとにおくこと。 ・専らその職務に従事する者であること。 <p>ただし利用者の処遇に支障がない場合は、次の兼務が可能とする。</p> <p>①当該ユニットの管理者含む他の職務（他ユニットは不可）</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・計画作成担当者のうち少なくとも1人は介護支援専門員をもって充てなければならない。 ・介護支援専門員以外の計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有する者を充てること。 </div>
	<p style="text-align: center;">介護従業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニットごとに配置すること。 ・1人以上は常勤であること。 <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が認知症を有する者であることから、介護等に対する知識、経験を有する者であることを原則とする。 </div> <p>ア) 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯（日勤の時間帯）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに、1人以上配置すること。（3：1） ・夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における介護従業者の員数については、以下によること。 <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <p>例) 利用者8人、常勤の勤務時間が1日8時間、午後9時から午前6時までを夜間及び深夜の時間帯として設定した場合、午前6時から午後9時までの15時間の間で、8時間×3人＝延べ24時間分のサービス提供が行えるとともに 時間帯を通じて、常に1人以上介護従業者が確保されているように配置を行う。</p> </div> <p>イ) 夜間及び深夜の時間帯（夜勤の時間帯）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上配置すること。（宿直は不可） <p>ただし、夜勤職員は利用者の処遇に支障がない場合は次の職務に従事することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①併設する他のユニットの職務（1ユニットに限る） ②併設する小規模多機能型居宅介護事業所の職務（どちらも人員基準を満たしていることが必要） <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・3ユニットの事業所は、最低2人以上配置すること。 ・夜間及び深夜の時間帯は、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動時間の終了時刻から開始時刻までを基本として事業所ごとに設定すること。 </div>

設備基準	事業単位	・ 1の事業所におけるユニットは、2つまでに限られる。
	入居定員	・ 1のユニットにつき5人以上9人以下
	①居室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個室であること。(処遇に必要な場合は2人部屋も可) ・ 処遇に必要な場合とは、夫婦で居室を利用する場合等であり、事業者の一方的な都合で2人部屋にすることはできない。 ・ 1の居室の床面積が、7.43㎡(約4.5畳)以上であること。 ・ 廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室と明確に区別されていること。単にカーテンや簡易なパネル等で室内を区分したものは、居室として認められない。 ・ 生活の場であることを基本に、収納設備は別途確保するなど利用者の私物等も置くことができる十分な広さを有するものであること。
	②居間 ③食堂 ④台所 ⑤浴室 ⑥消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ⑦その他日常生活上必要な設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①～⑦を設けること。 ・ 1の事業所に複数のユニットを設ける場合でも、居間、食堂及び台所については、それぞれユニットごとに専用の設備でなければならない。また、併設の事業所において行われる他のサービスの利用者がこれらの設備を共用することも原則として不可とする。 ・ 居間及び食堂は同一の場所にできるが、その場合もそれぞれの機能が独立していることが望ましい。 ・ 管理上特に支障がない場合は、事務室については兼用であっても差し支えない。 ・ 消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置すること。 (防火安全対策について、取手市消防本部と事前に協議すること。) ・ たばこ、ライター等の適切な管理や消火・避難訓練の徹底など、防火体制の強化を図ること。
立地	・ 住宅地の中にあること又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあるようにすること。	

イ 短期利用共同生活介護

施設基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所が最初に指定を受けてから3年以上を経過していること。 ・ 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所のユニットの定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用するものであること。 ・ 1のユニットに1名を上限とすること。 ・ あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。 ・ 短期利用を実施するために必要な職員の資質が確保されていること。 ・ 次のいずれかを受講した職員が配置されていること。 <ul style="list-style-type: none"> ①認知症介護実務者研修のうち専門課程(平成16年度まで)又は認知症介護実践研修のうち「実践リーダー研修」(平成17年度以降) ②認知症介護指導者養成研修
------	--